

令和 2 年 10 月 14 日

求職者・求人者のみなさまへ

取扱職種の範囲等の明示

株式会社 i ソフト
代表取締役 松浦 洋一

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱業務範囲は、全職種です。

取扱地域は、国内です。

若者雇用促進法第 11 条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。

手数料に関する事項

求職者の方へ

- 求職受付の際、一切申し受けません。

求人者の方へ

- 求人受付の際、事務費用として、1 件につき最大 0 円申し受けます。

●就職が決定しましたら、紹介手数料として、原則として当該求職者の想定年収の 30% (または 600,000 円)を申し受けます。

※想定年収に含める給与

- ・基本給
- ・入社時点で算出可能な諸手当
- ・全従業員の平均賞与月数を基準として算出する想定賞与額
- ・その他契約金、支度金等名目を問わず、当該求職者の入社にあたり支払われる金員

※想定年収に含めない給与

- ・月次の勤務状況に応じて支給される超過勤務手当
(但し、事前に超過勤務手当相当額として支払われる手当は想定年収に含む)
- ・通勤手当

なお、労働者の賃金については、労働基準法第 24 条により、労働者に直接お支払いください。

返戻金制度について

※1 いったん申し受けました人材紹介の報酬について、採用決定者が入社日の前日まで、採用決定者の自己都合による入社辞退、もしくは、採用決定者の責による採用取消しが発生した場合、株式会社 i ソフトは報酬の全額を申込者に返還するものとします。

※2 採用決定者が入社後一か月以内に採用決定者の自己都合による退職が発生した場合、株式会社 i ソフトは報酬の 50% を申込者に返還するものとします。

個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の「松下 智哉」です。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の「松下 智哉」です。

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

その他、本所の業務についてご不審の点は、係員にお尋ねください。

以上